

国交省／CCUS能力評価、経歴証明の活用期間明確化

6月19日

国土交通省は建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価(レベル判定)制度で、就業年数やマネジメント経験を「経歴証明書」で評価できる期間を2024年3月31日までと明確に定めた。それまでに証明できる年数・経験であれば、29年3月31日まで能力評価申請書の提出を認める。24年4月以降の年数・経験は原則としてCCUSに蓄積された就業履歴でなければ能力評価に反映されなくなる。

所属事業者などが作成する経歴証明書の活用は、現場でのカードリーダーの設置など就業履歴を蓄積できる環境が一定程度整うまでの経過的な措置として認められている。

経歴証明書を活用した能力評価申請書の提出を24年3月31日まで認める従来規定を見直し、この期限を5年先延ばしにした上で、経歴証明書で証明可能な期間を明確化した。14日に改定した「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」に明記した。

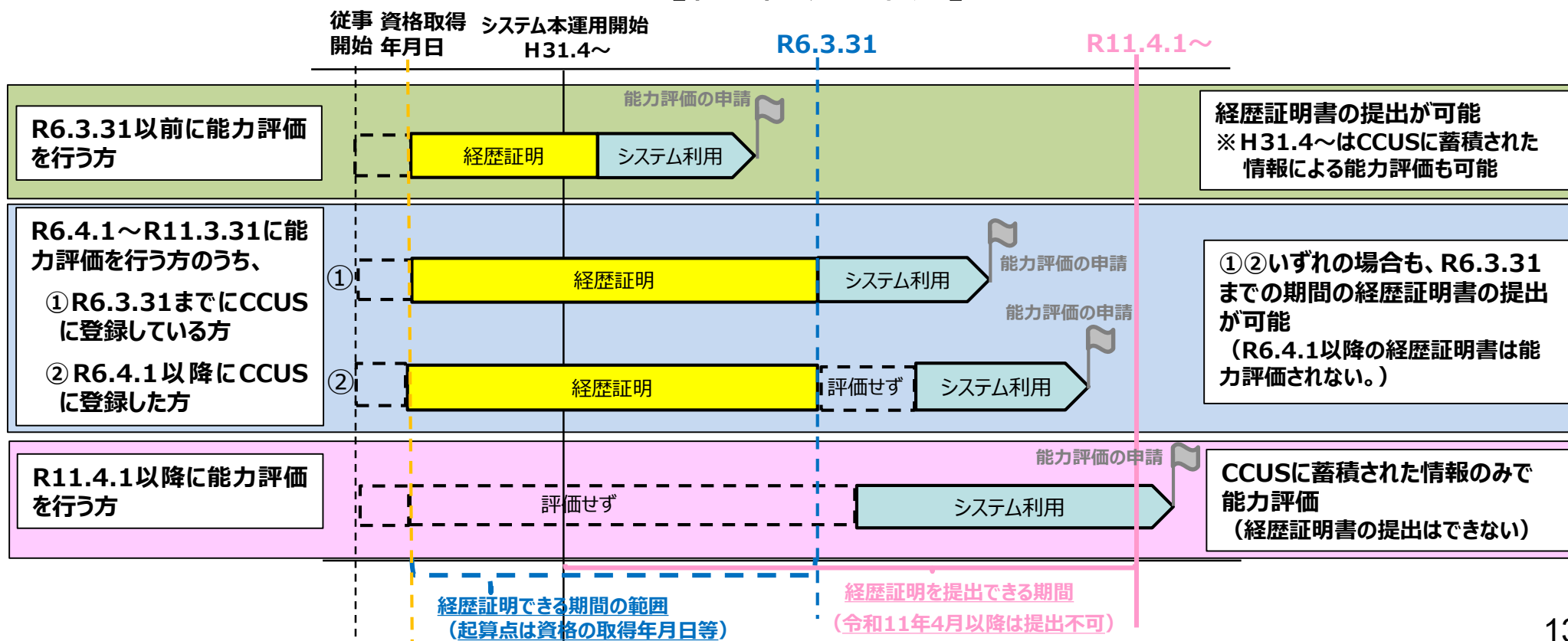
国交省は建設業振興基金(振興基金、谷脇暁理事長)と連携し、あらゆる現場で就業履歴を蓄積できる環境整備を急ぐ。カードリーダーの設置負担を軽減するため、年内にも安価な機器の利用環境を整える。就業履歴登録アプリケーション「建レコ」を改修し、最も安くて3000円程度の機器にも対応可能とする。

振興基金はCCUSに新規登録した元請企業にカードリーダーを無償貸与する取り組みを継続する。就業履歴を蓄積できないという技能者や下請の相談をメールで受け付ける専用窓口を開設し、無償貸与の情報提供など相談内容に応じたサポートに取り組む。

経歴証明の活用について

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】



建設キャリアアップシステム(CCUS)経歴証明について

経歴証明の変更点についての国交省資料を添付します。

ポイントは、

1. 現在 CCUS 登録している方(カード取得済)が能力評価を行う場合、
2024 年 3 月 31 日までは経歴証明書により経験がカウントされる。
2. 2024 年 4 月 1 日以降に CCUS 登録した方(カード取得)が能力評価を行う場合
2024 年 3 月 31 日迄の経歴は経歴証明書により経歴としてカウントされるが、
2024 年 4 月 1 日以降の経歴はシステム利用(カードタッチ)の就業履歴のみの
カウントとなる。
3. 2029 年 4 月 1 日以降に能力評価を行う場合は、経歴証明書の提出は不可となり、
システム利用(カードタッチ)の就業履歴のみで評価される。

以上